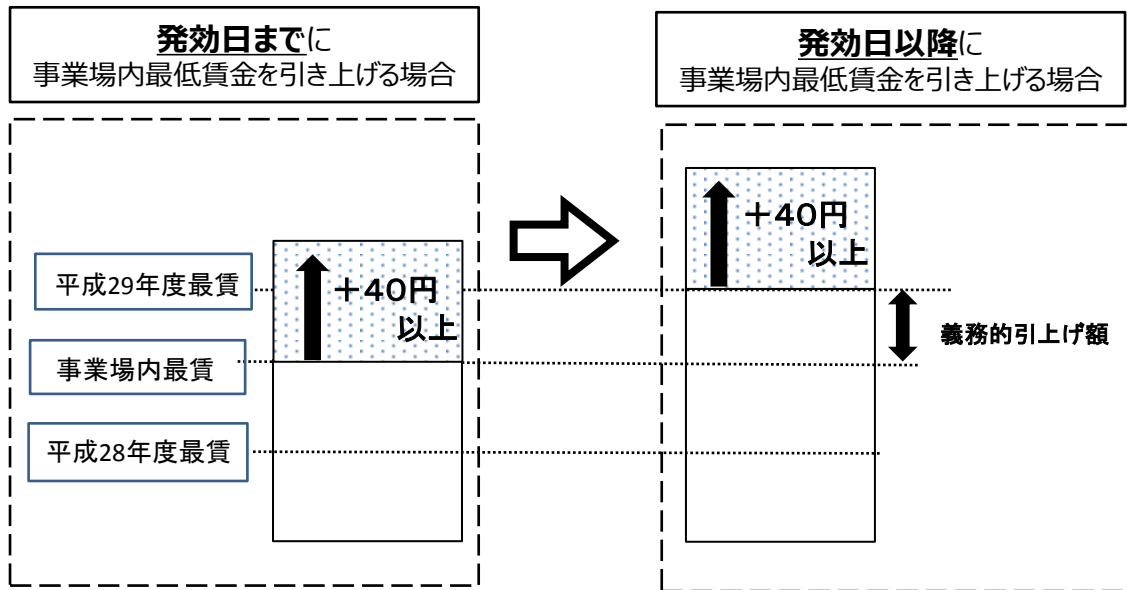




- ① 事業場内最低賃金が適用される労働者(雇入れ後6月を経過していること)の賃金を引き上げる計画を作成し、申請後に賃金引き上げを行うこと。
※ 引き上げ後の賃金額が、事業場内最低賃金になることが必要です。
- ② 生産性向上のための設備・器具の導入などを行うこと。
※ 単なる経費削減のための経費、職場環境を改善するための経費、パソコン、営業車輛など、社会通念上当然に必要な経費は対象外となります。
- ③ 事業場内最低賃金が改定後の地域別最低賃金額を下回る場合は、①の賃金引き上げは、その発効日の前日までに行うこと。
賃金引き上げを地域別最低賃金の発効日以後に行う場合は、改定後の地域別最低賃金額を上回る事業場内最低賃金を基礎として、選択できる申請コースの引上げ額以上の引上げを行うこと。

※発効日は都道府県により異なりますので、ご注意ください。



※ 事業場内最低賃金の引上げ額が40円以上の場合の例

問合せ先

「福井県最低賃金総合相談支援センター」にお気軽にお問い合わせください

※最低賃金総合支援センターは全国47都道府県に設置されており、最低賃金ワン・ストップ無料相談窓口として中小企業事業主の皆様のご相談に応じています

(フリーダイヤル:0120-747-770 / 所在地:福井市二の宮3丁目30番11号)



申請先

業務改善助成金の申請・支給の窓口は「福井労働局雇用環境・均等室」です。

※申請する事業場が所在する地域の労働局に助成金の申請を行うこととなります

(電話:0776-22-0221 / 所在地:福井市春山1-1-54 福井春山合同庁舎9階)